

発委第2号

令和7年2月19日

瑞穂市議会議長 庄田 昭人 様

提出者 瑞穂市議会運営委員会
委員長 若井 千尋

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

記

提出理由

刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わり拘禁刑を創設することに伴い、条例の改正を行うもの。

瑞穂市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年瑞穂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年瑞穂市条例第1号） 新旧対照表

改正後（案）	改正前
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。